

## たかはた生活応援商品券取扱募集要項

全町民へ配付する「たかはた生活応援商品券」が使用できる店舗を募集します。

### 【たかはた生活応援商品券について】

事前に登録した町内店舗（取扱店表示）でのみ使用可能な商品券。

・使用期間 令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

・額面 7,000円/枚 共通券（大型店舗可）1,000円×3枚

町内事業所（大型店舗不可）500円×8枚

・発行部数 21,000枚

### 【登録資格】

高畠町内に事業所（店舗）を有すること。ただし、次に掲げる業務・商品等は除外します。

#### 1. 対象外業務

- (1) 高畠町暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第3号に掲げる暴力団員等又は第6条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号で定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反する営業を行うもの
- (5) その他町長が不適当と認める営業を行うもの

#### 2. 対象外商品等

- (1) 現金への換金
- (2) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (3) 出資及び債務の弁済
- (4) 国及び地方公共団体への支払
- (5) 振込手数料、公共料金の支払
- (6) 土地、家屋、家賃、地代及び駐車料等の不動産にかかる支払  
(家屋に関わる軽微な修繕は含まない。)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (8) その他町長が不適当と認めるもの。

〔裏面確認〕

### 【換金方法】

消費者から受け取った商品券の裏面に事業所名を記入又は押印し、換金請求書に当該商品券を添えて、役場（1階 大会議室）に提出してください。当日の振込とはなりません。

### 【換金申請日】

- ・令和8年4月15日（水）・令和8年4月24日（金）・令和8年5月7日（木）
- ・令和8年5月15日（金）・令和8年5月25日（月）・令和8年6月3日（水）

### 【換金振込予定日】 ※上記の換金申請日ごとに振込手続きを行ないます

- ・令和8年4月30日（木）・令和8年5月8日（金）・令和8年5月21日（木）
- ・令和8年5月29日（金）・令和8年6月10日（水）・令和8年6月19日（金）

### 【登録料・換金手数料】

無料（換金し、振込依頼する手数料は町側にて負担します。）

### 【登録申請方法】

登録を申請する場合、たかはた生活応援商品券取扱事業所登録申請書に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メール・QRコード（ログフォーム）・窓口にて、高畠町商工観光課へ提出してください。

登録申請書は役場で配布のほか、町ホームページよりダウンロードできます。

### 【登録申請期限】

令和8年1月13日（火）午後5時まで

※新たに登録された店舗は、随時ホームページ掲載となります。

### 【問い合わせ先・担当課】

〒992-0392

高畠町大字高畠 436 番地

高畠町商工観光課 商工ブランド戦略係

電話 0238-52-2019/FAX0238-52-1543

※12/27から1/4までは閉庁となっておりますので対応はできません。

